

「北海道消費生活条例施行規則の一部を改正する規則（素案）」への意見提出様式

住 所	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 3 丁目札幌エルプラザ 2 階
ふりがな 氏 名 (団体名)	公益社団法人 札幌消費者協会 会長 高田 安春
電 話 番 号	011-728-8300 Email: ssk005@sapporo-shohisha.or.jp

ご 意 見	
主な改正内容 の(1)について	<p>「規則別表に明文化する不当な取引方法」の内容は問題ありませんが、「不当な取引方法の具体例」の部分は、法第 4 条第 3 項第 7 号に該当する具体例しか明示されていません。</p> <p>(1)については、<u>法第 4 条第 3 項第 7 号及び第 8 号関連として追加する前提であるため、第 8 号関連の具体例も挙げ、記載すべきと思われます。</u></p> <p>そのため、具体例として下記下線部分を追加し</p> <p>・注文を受ける前に自宅の物干し台の寸法に合わせてさお竹を切断し、代金を請求する。<u>あるいは、投資等の勧誘で会ってほしいと言われ会ったが「あなたのためにここまで来た、断るなら交通費を支払え」と請求する。</u></p> <p>とすべきです。</p>
(2)～(4) まで	この部分については、特に意見はございません。
<p>【提出先・問い合わせ先】 北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課（表示・取引適正化グループ） 住 所：〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 電話番号：011-204-5213 F A X：011-232-3640 電子メール：kansei.shouan1@pref.hokkaido.lg.jp</p>	

(この様式以外での提出でも構いませんが、住所、氏名等がわかるようお願いします)

「第3次北海道消費生活基本計画（素案）」への意見提出様式

住 所	〒060-0808 札幌市北区北8条西3丁目札幌エルプラザ2階
ふりがな 氏 名 (団体名)	公益社団法人 札幌消費者協会 会長 高田 安春
電 話 番 号	011-728-8300 Email : ssk005@sapporo-shohisha.or.jp

	ご 意 見
第2章 4消費者の意識	令和元年度消費生活モニターアンケート調査の回答者属性（P24注）が、道内300人のうち女性が91.1%、年代では40歳代以下が34.7%という対象者ではアンケート結果に偏りがあると思われる。単身世帯も平成27年度国勢調査によると37.3%と最も多いが、モニターは10.4%であり、これからの5年間の計画に組み込むアンケート調査としての信頼性が低い。より実態に近い数値が出るアンケート方法を実施すべき。（第4次基本計画策定時の課題として頂きたい）
第4章 1消費者被害の救済(2)市町村の消費生活相談処理に対する支援	全国の消費生活相談員の有資格者の割合が(H30年)81.4%であるのに対し全道ではその約半分の43.1%（P42図4-12）である。P28の「消費者問題に対する取り組みとして道に力を入れて欲しいこと」で、「市町村の消費生活相談への支援」が3位48.2%となっている。また消費生活相談の8割以上が市町村で処理されているにも拘らず、消費生活相談員(有資格者)の配置人数は減少傾向で推移（P39図4-8）しており、既存の相談窓口において新陳代謝が行えないとの指摘もある。専門的人材の発掘と育成の、抜本的かつ具体的な現地支援を含む対策を書き込むことが必要であり、併せて目標値を明示すべきである。
第4章 2消費者教育の推進(1)消費者教育の推進	「民法の成年年齢の引下げを見据えて18～19歳までを中心とする若年者層に対して契約を始めとする消費生活に関する知識や対処能力を身につけるための消費者教育を充実させていく」(P44)、とあるが平成30年度の学校訪問講座実績が41回、地域における消費者教育でもセミナーなどの実績数は(H30)55回と少ない。学校教育での確実な浸透を図るためにも計画の中に、講座等の回数、参加人数の達成目標値を示すべきではないだろうか。

<p>第4章 2消費者教育の推進(2) 消費生活に関する啓発・情報提供</p> <p>第4章 3見守りネットワークの推進と消費者団体との連携(2)消費者意見の反映及び消費者団体との連携・活動促進</p>	<p>また「北海道の消費者教育」(P45 図 5-3)のホームページを見ると、業界団体などの出前講座など様々な紹介があるが、偏り無く幅広く小中高をはじめ大学や一般消費者までを対象に金融リテラシー教育をしている「金融経済教育推進会議」メンバーの日本FP協会は何処にも出てこないなど、漏れている団体もあるので記載内容を点検する必要がある。</p> <p>消費生活モニターアンケートにおいて「最も入手しやすいメディアはテレビ91.0%」で、その次は「新聞78.8%」である(P26 図3-8)。道の消費者啓発に関する手法・周知広報の方法については、送料等コストの掛かる紙媒体が多く、テレビ・ラジオや新聞での広告が非常に少ない(P50 図5-7)。ホームページやメールマガジンに留まらず、道民の意向に沿った手法での周知広報としてテレビや新聞の利用も推進すべきと考える。</p> <p>P60に「消費者団体における課題等」そしてP61では「消費者団体の活動の促進」が挙げられ、一般社団法人北海道消費者協会との一層の連携を図り、道内における消費者団体の活動の活性化を図ると記載されているが、消費者団体が衰退しつつある今日、消費者団体の活性化・体制強化等を図るためには、より具体的な支援策を設けるべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--

【提出先・問い合わせ先】 ←

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課(消費者安全グループ) ←

住 所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 ←

電話番号：011-204-5212 F A X：011-232-3640 ←

電子メール：kansei.shouan1@pref.hokkaido.lg.jp ←

(この様式以外での提出でも構いませんが、住所、氏名等がわかるようお願いします) ←